

令和 8 年 6 月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 結いホール 令和 8 年 6 月 23 日(火) 午前 9 時 00 分～

2. 出席者：議席番号順

農業委員(14 名)

1	加納委員	2	大福委員	3	大里委員	4	松田委員	5	三島委員
6	今井委員	7	東委員	8	山田(定)委員	9	榮委員	10	山田(兼)委員
11	皆吉委員	12	村山委員	13	川畑委員	14	野村会長		

最適化推進委員

1		2		3		4	新里委員	5	
6		7		8		9		10	

欠席者：なし

3. 議事日程

議案第 17 号	農地法第 3 条の規定による許可について
議案第 18 号	農地法第 5 条の規定による許可について
議案第 19 号	農地中間管理の推進に関する法律第 18 条及び 19 条第 3 項の規定による農用地利用推進計画(案)に対する意見について
議案第 20 号	農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

4. 報告

- (1) 合意解約に関する報告
- (2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定(相続)による報告

5. その他

- (1) 次期総会について
 - 日 時：7 月 17 日(金) 午前 9 時から
 - 場 所：和泊町役場 結いホール(道路側)
 - 議案締切り：7 月 8 日(水)
 - 現地確認：7 月 9 日(木) 午後 1 時 30 分から
 - 議案発送：7 月 14 日(火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 重信 英樹 事務局係長 谷山 由美
事務局主査 先山 照子 制作者 辻井 理恵

○重信局長

おはようございます。時間になりましたのでこれから始めたいと思います。
本日の出席人数は13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。
それではただいまより、令和8年6月期、和泊町農業委員会定例会を開催します。はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

今月の会務を報告します。今月初めに、大島郡のキビ価格審査会、大島郡内の農業委員会総会があったのですが、台風で行けませんでした。その後、議会出席しました。
以上です。

○重信局長

ありがとうございます。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○野村会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名人を、榮委員と山田(兼)委員、私の3人でいきたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは議案に移ります。議案の第17号農地法第3条の規定による許可について、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○重信局長

議案の第17号を説明します。
申請番号1番、有償の所有権移転。畑の所在地が国頭名畠○○。畑。農振農用地。面積1,186㎡。渡人が兵庫県加古川市在住の○○氏。受人が国頭字の○○氏。個人間売買。調査委員は新里委員です。
申請番号2番、無償の所有権移転。畑の所在地が出花平俣○○。畑。農振農用地。面積1,697㎡。渡人が手々知名字の○○氏。受人が喜美留字の○○氏。親族間の贈与。調査委員は川畑委員です。
申請番号3番、有償の所有権移転。畑の所在地が国頭大蓑花○○。畑。農振地域。面積437㎡。他3筆。合計4筆。全面積897.44㎡。渡人が○○氏相続財産清算人の○○弁護士、受人が国頭字の○○氏。申請事由が永年使用した事実状態を尊重し、裁判所の許可を得て現在の使用者に所有権を移転することになります。調査委員は今井委員です。
以上3件の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をよろしくお願いいたします。

○野村会長

それでは申請番号1番、新里委員をお願いします。

○新里委員

申請番号1番の畑は受人○○氏が長年耕作している畑で、受人○○氏の経営状態もサトウキビや牛、サトイモ、ジャガイモで、安定して農業をしているので何も問題ないと思います。

○野村会長

申請番号 2 番、川畑委員お願いします。

○川畑委員

申請番号 2 番の畑は渡人〇〇氏が牛を飼いながらローズの畑をしているのですが、もう高齢になってきたので息子夫婦へ譲りたいということで、お嫁さんの受人〇〇氏に名義が変わっています。どうしてお嫁さんなのですか？という話をしたら、もうそこは息子夫婦に任せているので、嫁でも息子でもどっちでもいいですというふうに話をされていました。隣に大きい 3 反近くの畑も受人〇〇氏の名義に去年なっています。少しずつそういうふうに経営移譲というか、所有権の方を移転しているようです。以上です。

○野村会長

申請番号 3 番、今井委員お願いします。

○重信局長

今井委員が少し遅れますということで、私の方で説明をしたいと思います。申請番号 3 番の 4 筆は、受人〇〇氏がバナナとかを植え、菜園みたいな風に使っていた畑で、永年使用した事実状態を尊重し、裁判所の許可を得て、現在の使用者に所有権を移転する事になり、裁判所の通知等で渡人亡〇〇氏相続財産清算人〇〇弁護士の方と農地である 4 筆を〇〇円で売買する事になりました。以上です。

○野村会長

以上で説明を終わりました、質問を受けたいと思います。何か質問ありますか。

(なしの声)

ないようなので、一緒に採決します。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

(新里委員退席)

(今井委員着席)

次、議案の第 18 号農地法第 5 条の規定による許可について、農地法第 5 条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議をお願いします。説明をお願いします。

○重信局長

申請番号 1 番、有償の所有権の移転。土地の所在が国頭前牧〇〇。畑。面積 106 ㎡。他 1 筆。合計 2 筆で 658 ㎡渡人が国頭字の〇〇氏、受人が国頭字の〇〇氏。申請事由が事業拡大に伴い、新たな車庫等の整備が必要となった。申請地は、幅員 8 m の県道に接し、農地面積も合計で 658 ㎡と狭い農地であります。譲り受け人は、代替地の検討等も行いましたが、交渉の合意に至らず断念したとのことで報告を受けております。基盤整備未整備の農地で広がりは見られず、集落内に介在する農地区域のうち 2 種農地です。審議のほどよろしくをお願いします。

○野村会長

今井委員何か補足ありますか。

○今井委員

事務局と現地確認を行ってきました。農地の広がりはない2種農地ということなので、転用に関しては何の問題もないかと思うのですが、このすぐ下が国頭字の研修館があり、気になるのは今までは畑だったので、排水の方はそんなに気にならなかったのですが、ここの地を固めて倉庫を建て駐車場をするとすると、排水の方が少し気になり、そちらの方は業者さんから近隣の住民の方にはしっかりと説明を行ってくださいという旨を伝えるように話をしました。気になったところは以上です。審議の方よろしく願います。

○重信局長

あと補足なのですが、5条の許可申請書の中の書類に、近隣住民や、字の方々、施設管理者の方には施工に入る前にその説明を行うということで書いてあります。今井委員と現地を確認してですね、排水対策の件で、申請の代理人に色々確認を聞いたところ、今のところ、水道を引く予定はないということで、写真にありますフェンスが傾いている部分も施工をしてあるということで、工事に入る時にはその辺にも配慮して、字と相談しながら進めていくということで報告を受けております。以上です。

○野村会長

はい、わかりました。他になにかありますか。

(なしの声)

ないようですので採決をしたいと思います。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

それでは次に行きます。議案の第19号、農地中間管理の推進に関する法律第18条及び19条3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)に対する意見について。農用地利用集積促進計画(案)についての意見を求めますということで、説明をお願いします。

○谷山係長

令和8年9月1日開始契約は新規7件、再契約1件、相対から公社2件、合計11件。

申請番号1番、根折中原〇〇。畑。99㎡。他2筆。合計3筆で1,991㎡。根折字の〇〇氏から根折字の〇〇氏への賃貸借契約の更新。期間が令和8年9月1日から令和18年8月31日までの10年間です。耕作者が親から子へ変更。

申請番号2番、玉城〇〇。畑。223㎡。岡山県倉敷市在住の〇〇氏から和字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和8年9月1日から令和14年8月31日までの6年間です。

申請番号3番、手々知名田仁〇〇。畑。2,349㎡。他1筆。合計2筆で4,436㎡。千葉県大網白里市在住の〇〇氏から手々知名字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和8年9月1日から令和14年8月31日までの6年間です。整備の為2年間無償。

申請番号4番、和大窪〇〇。畑。3,928㎡。他4筆。合計5筆で9,716㎡。和泊字の〇〇氏から和泊字の〇〇氏への新規の使用貸借契約の更新。期間が令和8年9月1日から令和14年8月31日までの6年間です。

申請番号5番、和泊貞理〇〇。畑。1,000㎡。他1筆。合計2筆で3,000㎡。和泊字の〇〇氏から和泊字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和8年9月1日から令和

23年8月31日までの15年間です。ハウス部分の契約。

申請番号6番、大城長堂〇〇。畑。998㎡。他1筆。合計2筆で2,575㎡。沖縄県南城市在住の〇〇氏から大城字の〇〇氏への賃貸借から使用貸借へ再契約。期間が令和8年9月1日から令和14年8月31日までの6年間です。

申請番号7番、西原当原〇〇。畑。1,098㎡。他2筆、合計3筆で6,532㎡。西原字の〇〇氏から西原字の〇〇氏への相対から公社での賃貸借契約。期間が令和8年9月1日から令和14年8月31日までの6年間です。

申請番号8番、手々知名アムル〇〇。畑。1,090㎡。他1筆、合計2筆で3,091㎡。喜美留字の〇〇組合から手々知名字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和8年9月1日から令和14年8月31日までの6年間です。

申請番号9番、喜美留尻ノ田〇〇。畑。1,225㎡。他1筆、合計2筆で3,703㎡。手々知名字の〇〇氏から喜美留字の〇〇氏への相対から公社での貸借契約。期間が令和8年9月1日から令和14年8月31日までの6年間です。相続未登記で契約者代表は子の〇〇氏。

申請番号10番、伊延伊延〇〇。畑。1,723㎡。他6筆。合計7筆で9,687㎡。伊延字の〇〇氏と〇〇氏から国頭字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和8年9月1日から令和18年8月31日までの10年間です。1筆は整備の為、1年間無償。

申請番号11番、喜美留筒岩〇〇。畑。3,500㎡。国頭字の〇〇氏から畦布字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和8年9月1日から令和18年8月31日までの10年間です。

以上「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしく申し上げます。

○野村会長

それでは新規の説明を求めています。申請番号2番、榮委員お願いします。

○榮委員

申請番号2番の畑は2畝ほどではありますが、その隣が受人〇〇氏の所有の畑で広め使用したいということで借りるようになりました。以上で何も問題はございません。

○野村会長

申請番号3番、事務局お願いします。

○重信局長

申請番号3番の早川委員から連絡がありまして、私の方で説明をしたいと思います。以前の耕作者から1年間ぐらい耕作されてなかったということで、受人〇〇氏の方が耕作をしたいということでした。整備のため2年間無償とありますが、モクマオウが、結構生えていて、周辺2mほどは耕作できないとのことで、処分する費用などを、2年間賃料は無償ということで話を進めているということです。受人〇〇氏は、花農家で特に問題はないということで、連絡を受けています。以上です。

○野村会長

申請番号4番、大福委員お願いします。

○大福委員

申請番号4番は、当事者間で話がまとまっていた。受人〇〇氏はジャガイモ専用農家です。以上です。

○野村会長

申請番号 5 番、川畑委員お願いします。
(スクリーン参照)

○川畑委員

申請番号 5 番の契約なのですが、写真を見てもらえると分かると思うのですが、このハウスの部分を受人〇〇氏、その他の空いているところは別の方がジャガイモを植えて契約をしています。1 筆の畑なのですが、面積場所が違うということで契約できるということになりました。畑のみの契約で、ハウスとマンゴーは受人〇〇氏と渡人〇〇氏間で売買という形でお互いに覚書を交わしております。ハウスが使えなくなった時には撤去して更地に戻して返しますということで話がまとまっていた。1 反 10 m²あたり〇〇円で少し安いのですが、その上の方の売買のところでだいぶ譲歩しているので、この金額でということになっています。以上です。

○野村会長

申請番号 8 番、大里委員お願いします。

○大里委員

申請番号 8 番の畑は、先月にあっせんが出ていた畑です。所有者の他の畑を耕作者の受人〇〇にまず聞いてもらいたいという要望がありまして。受人〇〇氏に話をして、このまま進めた次第です。

○野村会長

申請番号 10 番、松田委員お願いします。

○松田委員

申請番号 10 番の渡人〇〇氏は高齢により離農するということで困っていたところ、以前から親交のあった受人〇〇氏の父親に相談したら、息子の受人〇〇氏が借りるということで、当事者同士で決めてありました。昔からの畑で、少し賃料的に相場よりも高いとは思いますが、昔から関係が深いということで、この賃料になりました。受人〇〇氏は専業で安定した経営を行っており、問題はないかと思います。以上です。

○野村会長

申請番号 11 番、今井委員お願いします。

○今井委員

申請番号 11 番の畑はみなしの解消で、以前から受人〇〇氏が使っていました。渡人〇〇氏が少し規模を縮小ということで、受人〇〇氏と話が決まりました。面積が 7,490 m²あるうち渡人〇〇氏の方からの話で、契約面積は 6,500 m²になっています。以上です。

○野村会長

それでは以上ですが、何か質問がありますか。

(なしの声)

なければ、すべて一括で許可をしてよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数ですので許可をします。次にいきます。

議案の第 20 号、農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせんの委員の選任を求めます。説明をお願いします。

○先山主査

売りたいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番、後蘭西袋〇〇。畑。617 ㎡。農用地区域内。基盤整備済。畑かん無。他 1 筆。合計 2 筆で 2,707 ㎡。申し出者が熊本県荒尾市在住の〇〇氏。希望価格は相場。公社契約有。あと 2 筆、永嶺ウバヒの畑の申し出がありましたが、抵当権を外してから再度申し出するとの事です。

整理番号 2 番、国頭砂葉〇〇。畑。849 ㎡。農用地区域内。基盤整備無。畑かん無。他 2 筆。合計 3 筆で 3,888 ㎡。申し出者が神奈川県横浜市在住の〇〇氏。希望価格は相場。公社契約有。

買いたいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番、畦布上屋武川〇〇。畑。1,105 ㎡。農用地区域内。他 1 筆。合計 2 筆で 1,962 ㎡。申し出者が手々知名字の〇〇氏。希望価格は〇〇円から〇〇円。

借りたいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番、土地の所在、瀬名字、内城字、後蘭字、谷山字。10,000 ㎡。申し出者が大城字の〇〇氏。認定新規就農者。希望価格は相場。

以上で説明を終わります。

○野村会長

売りのあっせん整理番号 1 番、あっせん価格は〇〇円からお願いします。条件は悪い畑で、後蘭西袋の畑は今シーズン半分も使えない水浸りの状態です。もう 1 筆の永嶺ウバヒの畑は畑かんの埋設は設置されています。

あっせん委員は永嶺と仁志でお願いします。

整理番号 2 番、あっせん委員は国頭の 3 名。あっせん価格は相場ですが、どうですか。

○東委員

あっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

○野村会長

整理番号 2 番、あっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

次、買いのあっせん整理番号 1 番、希望価格が〇〇円から〇〇円ですが、どうですか。

○三島委員

畑かんがないですが、近くにパイプラインは通っています。畑かんしようと思ったらできる畑です。価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

○野村会長

あっせん価格は希望価格と同じ〇〇円から〇〇円で。あっせん委員は畦布と伊延でお願いします。

借りたいのあっせん整理番号 1 番、あっせん委員は瀬名字、内城字、後蘭字、谷山字の 4 名でお願いします。価格は畑が決まってからの対応でお願いします。

以上ですが、他になにかありますか。

(なしの声)

ないようですので、これで終わります。次回は7月17日、9時から行います。議案の締め切りが7月8日、現地確認が9日。発送が14日となります。以上です。

令和8年 月 日

会 長 _____ .

署名委員 _____ .

署名委員 _____ .